

○宜野湾市上下水道局公募型指名競争入札実施要綱

平成28年1月5日

水道局管理規程第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、宜野湾市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が発注する工事及び業務等(以下「事業」という)の契約において、事前に執行予定事業を公表して入札参加の希望を募り、業者指名を行う指名競争入札(以下「公募型指名競争入札」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 公募型指名競争入札実施の対象事業は、管理者が特に必要と認めたものとする。

2 前項の定めにかかわらず、公募型指名競争入札に付することが適当でないと認める場合は、他の契約方法により実施することができるものとする。

(入札参加資格要件の審査等)

第3条 事業担当課長は、公募型指名競争入札の方法により工事等が発注しようとするときは、公募型指名競争入札参加資格要件審査依頼書により、宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程(昭和60年宜野湾市訓令第9号)第3条に定める第1審査委員会において、入札参加資格要件の審査に付さなければならない。

2 第1審査委員会は、前項の規定により審査した結果を、公募型指名競争入札参加資格要件審査結果通知書により事業担当課長に通知するものとする。

(入札の公告及び周知)

第4条 管理者は、公募型指名競争入札に付す場合は、公告するとともにその周知を図る。なお、公表は原則として、上下水道局内掲示板及びホームページにて行う。

(入札に参加を希望できる者の条件)

第5条 公募型指名競争入札に参加を希望できる者の条件は、次の各号により個

別事業ごとに定める。

- (1) 指定業種が宜野湾市競争入札参加資格名簿に登録されている者
- (2) 技術者の配置
- (3) その他特に必要と認めて定める条件

2 個別事業における前項各号の詳細については、公表において明示する。

(入札参加の申込み)

第6条 公募型指名競争入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、所定の申込書により事業担当課に入札参加の申込みをしなければならない。

(審査等)

第7条 事業担当課は、入札参加希望者が提出した申込書が参加資格要件を満たしているか審査し、選定結果を入札参加希望者へ通知するものとする。

(指名通知)

第8条 管理者は、前条の審査において適格と認める者(以下「適格者」という。)には、入札の執行について通知するものとする。ただし、適格者が1者の場合はこの限りでない。

(指名の取消し)

第9条 指名を受けた者が、第5条各号に掲げる条件を欠いたときは、指名を取り消し、書面により通知する。

(入札の取りやめ)

第10条 総務企画課長は、入札参加希望者が2者に満たないときは、当該業務の入札を取りやめることができる。

(入札参加者の心得)

第11条 入札参加者が守らなければならない事項は、別に定めるもののほか、宜野湾市競争入札参加者心得の定めによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月5日から施行する。

附 則(平成29年5月24日水道局管理規程第3号)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日水道局管規程第11号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年5月17日上下水道局管規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年6月1日から施行する。

(施行期日)

- 2 この規程による改正後の宜野湾市上下水道局公募型指名競争入札実施要綱の規定は、この規程の施行の日以後に公告したものについて適用し、同日前に公告したものについては、なお従前の例による。